

山口県報

平成25年
8月20日
(火曜日)

目 次

公告

由宇都市計画用途地域、玖珂都市計画用途地域及び周東都市計画用途地域の変更に係る
図書の写しの縦覧(都市計画課)……………

由宇都市計画特別用途地区、玖珂都市計画特別用途地区及び周東都市計画特別用途地区
の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………

由宇都市計画準防火地域、玖珂都市計画準防火地域及び周東都市計画準防火地域の変更
に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………

由宇都市計画臨港地区の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………

玖珂都市計画公園及び周東都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………

玖珂都市計画墓園の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………

由宇都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………

玖珂都市計画下水道及び周東都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧
(都市計画課)……………

玖珂都市計画汚物処理場の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………

玖珂都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………

周東都市計画と畜場の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………

玖珂都市計画火葬場の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………



(二八二) 由宇都市計画用途地域、玖珂都市計画用途地域及び周東都市計画用途地域の
変更に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す
る同法第二十条第一項の規定による由宇都市計画用途地域、玖珂都市計画用途地域及び
周東都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付が

あったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づ
き、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年八月二十日

山口県知事 山 本 繁太郎

- 一 都市計画の種類及び名称
岩国南都市計画用途地域
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(二八二) 由宇都市計画特別用途地区、玖珂都市計画特別用途地区及び周東都市計画特
別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す
る同法第二十条第一項の規定による由宇都市計画特別用途地区、玖珂都市計画特別用途
地区及び周東都市計画特別用途地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の
写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項
の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年八月二十日

山口県知事 山 本 繁太郎

- 一 都市計画の種類及び名称
岩国南都市計画特別用途地区
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(二八三) 由宇都市計画準防火地域、玖珂都市計画準防火地域及び周東都市計画準防火
地域の変更に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す
る同法第二十条第一項の規定による由宇都市計画準防火地域、玖珂都市計画準防火地域
及び周東都市計画準防火地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの
送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定
に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年八月二十日

山口県知事 山 本 繁太郎

- 一 都市計画の種類及び名称
岩国南都市計画準防火地域
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(二八四) 由宇都市計画臨港地区の変更に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による由宇都市計画臨港地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年八月二十日

山口県知事 山 本 繁太郎

- 一 都市計画の種類及び名称
岩国南都市計画臨港地区堀田臨港地区
岩国南都市計画臨港地区港町臨港地区
岩国南都市計画臨港地区有家臨港地区
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(二八五) 玖珂都市計画公園及び周東都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による玖珂都市計画公園及び周東都市計画公園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年八月二十日

山口県知事 山 本 繁太郎

- 一 都市計画の種類及び名称

岩国南都市計画公園一・二・一 新市街区公園

岩国南都市計画公園一・二・二 鞍掛街区公園

岩国南都市計画公園一・二・三 上市街区公園

岩国南都市計画公園一・二・四 柳井田下街区公園

岩国南都市計画公園一・二・五 野口上街区公園

岩国南都市計画公園一・二・六 野口下街区公園

岩国南都市計画公園一・二・七 大田街区公園

岩国南都市計画公園一・二・八 大田東街区公園

岩国南都市計画公園一・二・九 久田街区公園

岩国南都市計画公園一・二・十 下市街区公園

岩国南都市計画公園一・二・十一 南方街区公園

岩国南都市計画公園五・五・一 玖珂総合公園

- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(二八六) 玖珂都市計画墓園の変更に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による玖珂都市計画墓園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年八月二十日

山口県知事 山 本 繁太郎

- 一 都市計画の種類及び名称
岩国南都市計画墓園一 平原墓園
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(二八七) 由宇都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による由宇都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する

同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年八月二十日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 都市計画の種類及び名称

岩国南都市計画下水道岩国市公共下水道

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二八八) 玖珂都市計画下水道及び周東都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による玖珂都市計画下水道及び周東都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項の規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年八月二十日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 都市計画の種類及び名称

岩国南都市計画下水道岩国市流域関連公共下水道

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二八九) 玖珂都市計画汚物処理場の変更に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による玖珂都市計画汚物処理場の変更に係る同法第十四条第一項の規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年八月二十日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 都市計画の種類及び名称

岩国南都市計画汚物処理場一玖西環境衛生組合汚泥再生処理センター

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二九〇) 玖珂都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による玖珂都市計画ごみ焼却場の変更に係る同法第十四条第一項の規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年八月二十日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 都市計画の種類及び名称

岩国南都市計画ごみ焼却場一周陽環境整備センター

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二九一) 周東都市計画と畜場の変更に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周東都市計画と畜場の変更に係る同法第十四条第一項の規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年八月二十日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 都市計画の種類及び名称

岩国南都市計画と畜場一周東食肉センター

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二九二) 玖珂都市計画火葬場の変更に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による玖珂都市計画火葬場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年八月二十日

山口県知事 山 本 繁太郎

- 一 都市計画の種類及び名称
岩国南都市計画火葬場一玖珂斎場
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課